

南部これから会議

「高齢障害者についての「これから」報告

1、「高齢障害者の「いま」

(1) 「高齢障害者ということ

- 1) 徐々にではあるが確実に意識されつつある「高齢障害者」への支援ではあるが、行政（司法）的には、「高齢障害者」という概念はない。一般的な65歳以上を高齢者とする枠組みと「障害者」という対応の併存となり、「高齢障害者」への対応は特別には存在しない。

高齢障害者に対しては、一般的に介護保険にある事業（ヘルプやショート）は介護保険が優先され、介護保険にない支援のみを障害者支援のメニューから実施することとなっている。

(2) 地域居住——「住まい」について

1) ホーム、要医療、見取り

地域における自立生活を支援するというグループホームの成り立ちから、特に重度の障害者には、しっかりと支援を実施し一人一人の暮らしの形に寄り添うという「住まい」には、いまだ至っていない。キーパーと支援員という体制だけでは支援の質を保証できないでいる。賃貸住宅の借上げが主流であるなど、設備環境などの一面の課題もある。

「看取り」—最後の場面をどこでみるのか。

要医療になったときの医療の保障をどのように実現するのか。

現状では、要医療・見取り等への対応の準備がない。

精神障害者ではいまだ「住まい」の確保すら十分でない。

2) 権利擁護—自己決定への支援を通じて「自己実現」を支えることについて

成年後見を付けていない人も多い。（成年後見により公民権が停止されること自体が権利侵害であるという指摘もある）

資産（預金等）の護り方と使い方。ホームでどこまでするのか、できるのか。市社協による権利擁護事業という滋賀県の先進的な取り組みにより、多くの地域在住の障害者の権利擁護（資産管理）がおこなわれてきたが、すでに手いっぱい状態で新規の受託は難しい状況にあること。

3) 医療的な課題への対応について（通院回数増。薬の管理。）

ホームに配置される現状の支援員だけでは支えきれないためヘルプを利用するが、ヘルパーに個別の事情・情報を伝えきれない。高齢になるほど深刻な通院が増える。手術するかしないか、治療するかしないかなどの判断を迫られる。（腎機能障害による継続的透析の実施など）

家族・支援者による「集団での意思決定

が必要とされてきている。その「集団での意思決定」に至る共同された意思がどのように集約されていくか、実現していくのか、が課題となっている。

4) 障害者と家族について

重度の障害者は、多くの場合未婚である。婚姻による新たな家族の獲得が困難な状況の中では、青年期における「自立」の課題と同様に、高齢期に至る障害者にとって（家族関係の再構築）も大きな課題となる。

グループホームの検討の中で、を考えると「親の住み処も考えて」という話しが出る。

(3) 就労・日中活動

1) 作業所・日中活動について

1 作業所と定年

「作業所にいる高齢の人はいつ退所するの？」とい養護学校在籍生徒のお母さんたちの疑問の中にいくつもの課題が見える。

⇒ペースダウンできずずっと作業所に通いつけている人がいる。

⇒高齢に至り、作業を生活の目標にできなくなる。

⇒社会的認知として高齢障害者にとっての標準がない。

⇒作業所に定年はないが現実的には若い人たちのなかで阻害感。

⇒年齢とは別に、意欲体力面で「65才相当」という方もいる

生活介護を取り込んで多機能の作業所に作るか、他事業所の生活介護に通うかなどの選択。

2 高齢者に向き合う事業所

高齢者の専用施設は現実にはほとんどない。

世代分けではなく、世代間混在の構成も必要。

60才代、70才代の人など的高齢者の特殊なニーズに向き合うには何が必要かつかめていない。

60代半ばで、他の利用者の動きについていけず座っているだけという人がいる。本人たちの希望を問えば今の作業所がいいと言う。他の選択肢を持っていないように見える。そのまま現に通っている日中活動の場に通いつける以外の経験がない。

2、「高齢障害者」の課題整理

(1) 「高齢障害者」

1) 「高齢障害者」というライフステージ

高齢に至った後も一人一人に向けた支援を実施するためには、高齢者施策優先ではなく、「高齢障害者」というライフステージの区分を構築し、よりふさわしい支援の標準を提示する必要がある。

高齢になったらこんな場所と機会が用意されている、という状況を作ること。（長時間の作業だけでなく短時間に集中できる作業、お楽しみやホッとできる、生きがいになる活動、サロンなど）様々な選択肢を用意すること。

(2) 「住まい」の課題

1) 住まいの場の多様性の確保

- ① どこで 何人で どこまでみるのか、を様々なサイズで用意すること。
- ② 多様な状況の一つとして（高齢の人だけではないが）近接した、支援の共通性の確保されたホームと作業所など、日中夜間一体の支援が必要なことがある。
- 3 高齢者向きの特定されたホームと様々な年齢の人が混ざり合う住みかの実現。

2) 住まいの場で実現すべき課題

- ① 希望する場所での看取りの実現。
- ② 権利擁護の課題。本人らしい生活の実現に向けた資産（預金等）の護りと使い方の実践。その支援をホームでどこまでするのか。
- ③ 医療的な課題 通院回数増。薬の管理。
支援員だけでは受けきれないが、ヘルプを利用してもヘルパーに情報を伝えきれない。高齢になるほど深刻な通院が増える。手術するかしないか治療するかしないかなどの判断を迫られる。集団での意思決定が必要とされていき、その共同された意思がどう実現していくか、という課題。

3) 家族のこと 自立と家族の問題

重度の障害を持つことで、結婚して家族ができる機会が少なく、高齢になると孤立することになる場合がある。社会の中での自立と、高齢に至った後の家族の再生をどうして実現するのか。

高齢者向きの特定されたホームがよいのか、混合で刺激しあうことがいいのか。

(3) 就労・日中活動の課題

1) 作業所と定年の設定

高齢になっても通い続ける選択を保障することを前提に

障害者のライフステージに「高齢期」を設定し「定年」後の活動を保障する。

- 1 ペースダウンできる。
- 2 作業のみを生活の目標にしなくて良い。
- 3 若い人たちのなかで阻害感。
- 4 意欲体力面で「65才相当」という方にも対応。

2) 活動の場の多様性の保障

1 生活介護を取り込んだ多機能の作業所

2 他事業所の生活介護に通う

3 高齢者に向き合う事業所

60才代、70才代の人などの高齢者の特殊なニーズに向き合うには何が必要か十分にはつかめていない。

4 サロンのような（生きがい）作りの場所も必要

世代分けではなく、世代間混在の構成も必要であるが、それらは、本人のニーズに合わせて選択できることでなければならない。

4、総括 アクション

「これから」のすべてではないが、根幹となるものについて、実現に向けたプランを提示する。

(1) 高齢障害者とライフステージ

行政（司法）的には、「高齢障害者」という概念はない、ということ。これは、現状では、高齢障害者にふさわしい行き場がないということ。通常の「定年」や再就職、高齢者デイサービスやカルチャーセンター、サロンなど、選択できる行き場が用意されなければならない。高齢障害者の行き場の標準を作ること

1 作業所の高齢者対応 メニューに生活支援・軽作業などを組み込むこと

2 「定年」と「定年後」の行き場の検討

サロン・デイの充実 5人から10人程度の場を学区ごとに

生涯にわたっての支援と、年齢ステージにふさわしい対応の両面の実現を必要としている。

(2) 「住まい」について

1) 高齢者向きの特設されたホームの設置

①独居から中規模の集団（10人程度）までの「ホーム」を準備し、地域での自立生活の支援とともに、必要な介護支援が実現できること。

幅のある年齢層での生活を基本とするが、高齢に至った場合、高齢者の集団であることの意味が大きい方たちもあるのではないか。

②最後の看取りの実現

看取りの場面—家庭での看取りのホームでの実現。看護支援の実現。

③要医療への対応

慢性疾患の対応の可能なホームの実現。

健康医療に関する情報の管理と伝達および治療についての判断が可能な意思決定が行える体制の整備が実現され、巡回型や訪問型の医療・看護支援の実施が行える地域の整備。

（たとえば糖尿の「通院支援」「薬の管理」「穿刺検査」「食事管理」「自己注射」など）について、ホームとしての対応可能性を明示して体制づくりを行うこと。

5 自立と家族を

重度の障害と加齢による孤立に対応するため、本人にふさわしい家族生活を実現すること。

高齢の障害者と超高齢の家族の再家族化のための、高齢と障害者向けのホームの近接や合築などによる集合により、高齢に至った後の家族の再生を実現する。

2) 権利擁護・財産管理について

本人らしい生活の実現に向けた資産（預金等）管理については、後見人や第3者機関の権利擁護機能に期待することになるが、日々の使い方の支援をホームでおこなうこと。

3) 自立と家族について

重度の障害を持つことで、結婚して家族ができる機会が少なく、高齢になると孤立することになる場合、再度、両親等との近接した生活（介護の社会化を実現することは当然として）を求める声に対してその実現を図る必要がある。（高齢の障害者と超高齢の家族の再家族化ということになるだろうか）。様々な形で、社会の中での自立と、高齢に至った後の家族の再生をどうして実現する必要がある。

- ・ホームによる疑似家族の養成
- ・養子等による家族づくり

(3) 就労・日中活動

1) ライフステージと就労・活動

高齢になることにより新たな課題を持つこととなった障害者に、ふさわしい日中の活動を用意すること。緩やかな作業目標を持つデイサービスやほっこりしたいサロン。ちょっと仕事も意識する作業所通所の継続など、意欲体力面で「65才相当」という方たちも含め、様々な選択を可能にする日中の活動を作ること。

2) 活動内容の変化

「なんぶでい」の取り組みやチャイカの高齢でいやサロンなどを参考に生きがい作りの場所を検討すること。

世代分けではなく、世代間混在の構成も必要であることの指摘もある。

本人にふさわしい日中の実現を、サロンなどのこれまでと違った環境として整備することとともに、環境の変化をできるだけ少なくすることが必要な障害高齢者に、通い続けられる作業所の作業内容の拡大も検討する必要がある。